

市町村
など

総合評価拡大へ自治法改正

今月内、パブコメ開始

総務省 地方建設業者救済に期待

総務省は11月中に地方自治法施行令の改正に向けたパブリックコメントを実施、市町村等の総合評価方式拡大を促す。改正点は①技術力を審査する学識経験者の意見聴取手続きを緩和②談合等の不正行為に対する入札参加停止期間を2年間から3年間に延長する。早ければ年度内にも閣議決定する見通し。国交省によると、06年4月時点で総合評価を導入した市区町村は2・0%とわずか。自治体の総合評価が普及するまでに7割の建設業者が倒産するともいわれる中で、法改正により市区町村レベルまで入札改革の迅速化を後押しすることに期待されている。

今回の自治法施行令改正は全国知事会の指針を表現するもの。総合評価方式を実施する場合に学識経験者の意見聴取回数を軽減して、学識経験者を確保しやすい小規模な市町村等の総合評価方式の拡充を後押しする。

さらに違法・不正行為を行った業者のペナルティも強化。現時は2年間の入札参加停止期間を3年間に引き延ばす。業者に対して談合は決して得にならないことを明確に認識させ、談合防止につなげる狙いだ。

総務省は昨年末の全国知事会による公共調達改革指針、官製談合防止法の改正等の動きを踏まえて1月に「地方公共団体の入札契約適正化連絡会議」を発足。5回の会合を経て、2月に地方公共団体の入札契約適正化に

向けた支援方策を取りま
とめた。都道府県に対し
ては3月に一般競争入札
拡大、総合評価方式の導
入・拡充等について通知
している。
支援方策の1つ、発注
業務の技術者不足にある
市町村の対策では、担当職
員に対する研修会を2泊
3日かけて実施し、専門
技術を伝承した。都道府県

に対しては▽近隣市町村間の地域案件設定の連携・協調▽第3者機関の協同設置▽都道府県単位で入札契約手続き統一化▽複数地方公共団体合同で学識経験者を意見聴取できる協力支援▽OB職員を市町村に派遣——など市町村の能力不足を補完する体制を要請している。

19年 11月 13日

建設産業新聞